

## ゴルフ場利用税の堅持に向けた取組について ～ 全国市町村連盟による要請活動を実施 ～

ゴルフ場利用税については、平成 27 年度税制改正の大きな議題となっており、11 月 4 日の参議院予算委員会において廃止について言及されるなど、日増しに逆風が強まり、存続が非常に厳しい状況となっています。

ゴルフ場利用税の廃止は、「地方創生」と逆行する流れであり、地域活性化のためには死守すべきものです。

そこで、ゴルフ場が所在する市町村が一丸となって「連盟」を創り、代表世話人の三木市長等が、来月上旬開催予定の自民党税制調査会までに国会議員へ要請活動を行ないます。

### 1 全国市町村連盟

- (1) 名称 ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟（平成 25 年 11 月設立）
- (2) 加盟市町村 837 市町村（11 月 9 日現在）  
ゴルフ場所在市町村 929 加盟率 90%（昨年度 68%）

### 2 要請活動の実施

別添「ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書」に基づき、国会議員へ要請します。

- (1) 要請先  
自民党税制調査会委員（34 人）ほか
- (2) 要請日  
平成 26 年 11 月 13 日（木）～ 14 日（金）  
19 日（水）～ 21 日（金）  
26 日（水）～ 28 日（金）

11 月 21 日に衆議院が解散したため、要請活動を中止します

- (3) 対応者  
代表世話人 兵庫県三木市長 藪本吉秀、静岡県小山町長 込山正秀  
幹事 埼玉県東松山市長 森田光一、茨城県笠間市長 山口伸樹  
神奈川県箱根町長 山口昇士、栃木県益子町長 大塚朋之

- (4) その他  
加盟市町村においても、要請書に基づき、地元選出国会議員に対し要請を実施しています。

問い合わせ先 三木市企画管理部財政課  
電話 0794-82-2000（内線 2450）

## ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

ゴルフ場利用税は、平成 24 年度決算において 507 億円となっており、ゴルフ場所在市町村には税込の 7 割に当たる 354 億円がゴルフ場利用税交付金として交付されています。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域がその約 75 パーセントと多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は、貴重な税財源となっているところです。

安倍内閣の政権運営に基本方針として、地方創生が掲げられていますが、地域に根差したその原点はまぎれもなく市町村です。その市町村が、地方の豊かな個性を活かして元気で自立できるようにがんばっていきこうとしている矢先に、都市から地方への税源の再配分機能を有し、貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪おうとするのは、魅力ある地方を守り育てていく地方創生のための様々な施策の財源に影響を与えることにほかなりません。

また、ゴルフ場所在市町村には、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理、農薬調査等の環境対策といったゴルフ場特有の行政需要に対応する必要があり、それらを享受するのはゴルフ場を利用される方です。

仮に、ゴルフ場利用税が廃止された場合、これらゴルフ場特有の行政需要を地域住民のみの血税によって支えることとなり、ゴルフ場を利用される方が、何も負担することなく、行政サービスだけを享受することは不公平といえます。

ゴルフ場所在市町村は、ゴルフ場開発における許認可やアクセス道路・ライフライン新設への協力、さらには青少年のゴルフ教室や市民参加のゴルフコンペの開催などを行っているところです。これらを通じて、ゴルフ場の利用促進を地方創生につなげるため、ゴルフ場と共存共栄してまいりたいと考えております。

現在ではゴルフ場が所在する市町村のうち約9割の団体が結束して、ゴルフ場利用税の存続に向けて活動を進めております。

これらの事情を御賢察いただき、是非とも現行制度を堅持していただきますよう強く要請いたします。

平成26年11月

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟

代表世話人 兵庫県三木市長

藪本吉秀

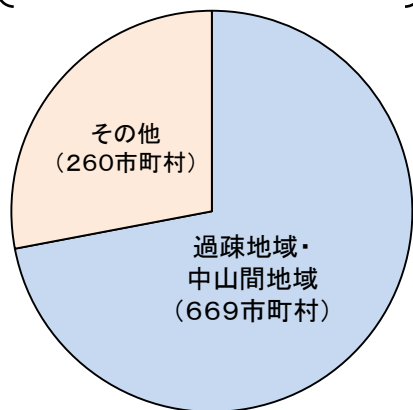
代表世話人 静岡県小山町長

辺心正秀

# 1 ゴルフ場利用税の廃止は、「地方創生」と逆行する流れ

- ゴルフ場所在市町村の約75%は、自主財源に乏しい過疎地域や中山間地域。
- ゴルフ場利用税の廃止は、「地方創生」のための貴重な独自財源を奪い、「地方創生」とは名ばかりとなる。

〔 ゴルフ場所在市町村における過疎地域・中山間地域の割合 〕



〔 地方税と比較して交付金の割合が高い上位5団体 〕

単位:百万円

	ゴルフ場利用税 交付金 (A)	地方税 (B)	A/B
京都府笠置町	46	166	<b>27.9%</b>
京都府南山城村	76	331	<b>23.0%</b>
奈良県山添村	65	483	<b>13.4%</b>
高知県芸西村	41	355	<b>11.7%</b>
千葉県大多喜町	113	1,128	<b>10.0%</b>

(注)中山間地域には、一部指定の市町村を含む

## ゴルフ場利用税は、過疎地域や中山間地域の市町村の貴重な財源！！

# 2 ゴルフ場所在市町村は、ゴルフ場特有の様々な行政サービスを提供

アクセス道路の維持管理



治水等の災害防止対策



ごみ処理



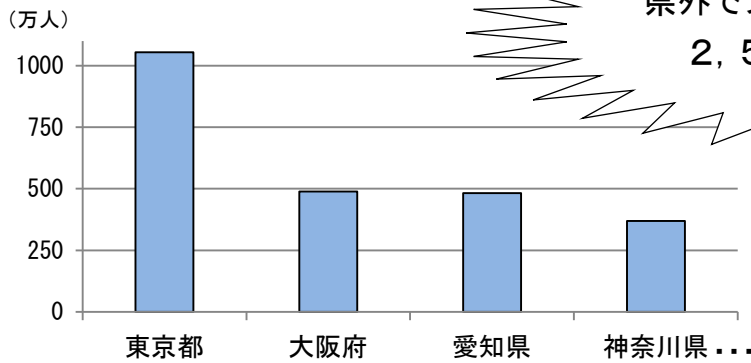
農薬調査等の環境対策



### 3 ゴルファーに応分の負担を求めることは当然の理

- ゴルファーの25%は、県外でプレー。  
そういったゴルファーが何も負担もせずに、行政サービスを受けることは不公平。

〔 県外でプレーするゴルファー数 〕



県外でプレーするゴルファー  
2,574万人(全体の25%)

※ うち90%以上は、東京都などの都市部のゴルファー

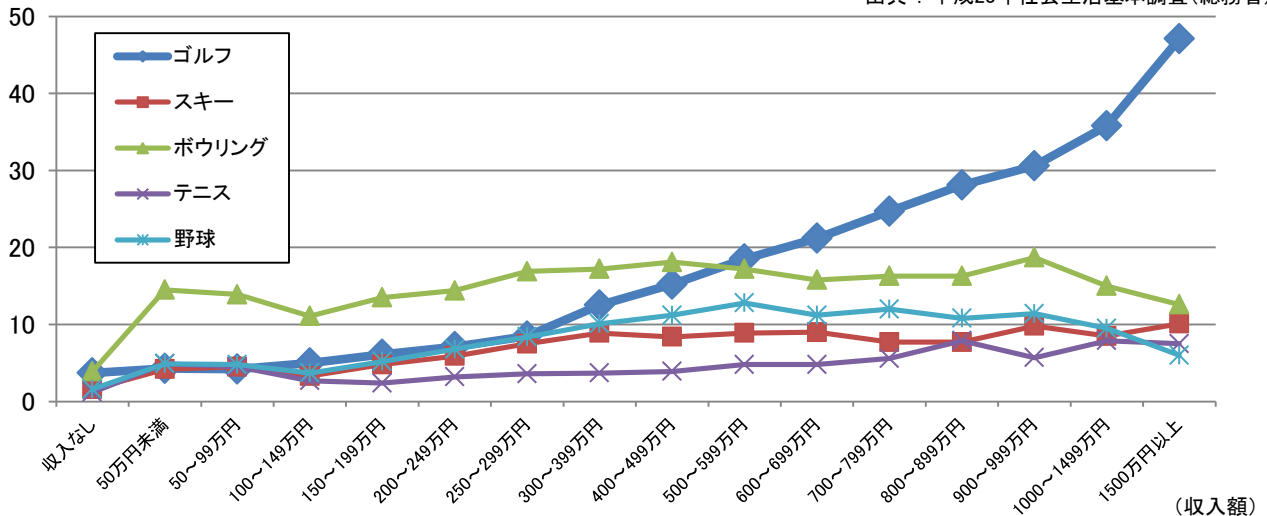
出典：月刊ゴルフマネジメント2013.9(一季出版)

### 4 ゴルファーには十分な担税力

- ゴルフは、収入が高くなるほど、実施率が高い。

(実施率：%)

出典：平成23年社会生活基本調査(総務省)

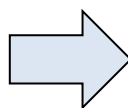


### 5 ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツ社会の実現に配慮

- 18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障がい者等の利用は非課税

(平成15年度 創設)

非課税利用者数 4,108千人  
総利用者に占める割合 4.6%



(平成24年度)

非課税利用者数 12,776千人  
総利用者数に占める割合 14.7%

出典：道府県税の課税状況等に関する調(総務省)

## 6 消費税と地方交付税は代替財源にならない

### 消費税

- 消費税法第1条の2及び地方税法第72条の116に基づき、消費税の増収分は、全額を社会保障経費に充当



したがって、代替財源にはならない

### 地方交付税

- ゴルフ場利用税が廃止されると、交付税を算定する際の基準である基準財政収入額に算入される額（75%）が減少するため、理論上は交付税で補てんされる。
- 一方、算入されない25%分は、全く補てんされない。
- 理論上の補てん分（75%）についても、
  - ① 交付税総額が増えない場合には、ゴルフ場の有無にかかわらず、市町村が限られた全体枠の中で交付税を取り合う結果となる。
  - ② 仮に、交付税総額が増えたとしても、必要とする市町村に必要な額がピンポイントで行き渡らない。



したがって、代替財源にはならない

## 7 ゴルフ場利用税と、ゴルフがオリンピックの正式種目に採用されたことは何ら関係なく、廃止するための口実に過ぎない

- ゴルフがオリンピックの正式種目になってもならなくても、ゴルフ場に関連する行政サービスは必ずあるもの。ゴルフ場利用税はそのための貴重な財源でもある。
- ゴルフ場利用税が廃止されれば、ゴルフ場関連の行政需要に対応できなくなるばかりか、スポーツ振興をはじめとする様々な事業の継続にも支障を来たすことになる。